

平成 20 年 12 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社フジ・メディア・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 豊田 皓
(コード番号 4676 東証第一部)
問合せ先 グループ総務部長 三好久雄
TEL. 03-3570-8000 (大代表)

外国人等の占める議決権の割合が 20%以上となり
名義書換を拒否された外国人等に対する配当金の支払いについて

当社は、外国人等の占める議決権の割合が議決権の 20%以上となる場合には、放送法の規定に基づき外国人等からの株式の名義書換を拒否し、併せて、株主名簿に記載のない外国人等に対しては、配当金の支払い等を行ってまいりませんでした。

しかし、平成 21 年 1 月 5 日に実施される予定の「株券の電子化」に伴い、株主名簿に記載がない一方総株主通知により通知される基準日時点の株式保有者に対し、配当金の支払い等を行うことについて、当社は、その実務面等に支障がなく適当であると判断いたしました。

そこで、当社は、平成 21 年 1 月 5 日以降、基準日株主が行使することができる権利のうち議決権以外の権利について、総株主通知により通知される基準日時点の株式保有者がこれを行行使できるものとし、同 3 月 31 日を基準日とする配当金より、議決権比率 20%以上となり名義書換を拒否する外国人に対しても支払いを行うことといたします。

なお、外国人等の占める議決権の割合が議決権の 20%以上となる場合に、放送法の規定に基づき外国人等からの株式の名義書換を拒否する取扱いは従来どおりです。

(ご参考)

現在、外国人等の占める議決権の割合が 20%以上となり名義書換を拒否された外国人等の株式は失念株式となっており、正確な実数は不明ですが、新たに上述の配当金支払いの対象となる外国人等の比率は、議決権の 5%~7%程度と考えられます。

以 上